

7th sense

セブンセンス

セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人
セブンセンス社会保険労務士法人
セブンセンス行政書士法人
セブンセンス株式会社
株式会社アイクス
株式会社東京ビジネスセンター
セブンセンスマーケティング株式会社
セブンセンスR&D株式会社
株式会社セブンセンスファーム
セブンセンスFAIR株式会社
7TH SENSE GROUP SINGAPORE PTE. LTD.
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr
seventh sense

INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
セブンセングループ 海外進出！	P. 5
相続時精算課税制度	P. 6
障害者法定雇用率が2.5%へ	P. 8
事業承継M&A	P. 9
健康経営プロジェクト 活動報告	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11





会計事務所業界をリードする、
それが、セブンセンスグループ。

セブンセンスグループは、
時代の変化に合わせて変化し続け、挑戦し続ける。
そしてこれからも、常に「お客様のために」を考え
お客様とともに成長し続けていきます。

Sense of Humor

企業理念

チャレンジング × チェンジング ≡ セブンセンス

Vision

お客様とともにグローバル・エコノミーを創出する

Mission

お客様から最高に信頼
される相談相手となる

社員とその家族の
well-beingを実現する

Value

圧倒的な
プロ意識を
持つ

ハーフ
革命に
挑戦する

自己限定
を
しない

社会正義
に
貢献する

セブンセンスグループが基本理念に据える「Sense of Humor」
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。
日々に少しのユーモアをプラスする。たったそれだけのことで、プライベートも仕事も充実し、会社や社員の人生がより豊かで輝いたものになっていきます。そして、これによって新しい目線と自由な発想も生まれていきます。
これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、幸せな毎日を過ごすために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。

国内有数の総合型会計事務所。



会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

税務相談・申告
税務調査対応
会社設立・創業支援
会計コンサルティング
相続税対策・申告

人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

人事労務
労働保険、社会保険
各種助成金に関する相談、
手続代行
給与計算代行

経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

コンサルティング

事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

事業承継
M&A
相続

IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

IT/DX支援
BPO支援



※各拠点により対応が異なる場合がございます。





山口 高志

やまぐち たかし

中小企業
DX
推進
研究会
会長

■ ITを使って仕事を
便利に楽しく出来る
よう、毎日情報収集
中です！



■ メールを確実に送受信するために

一つ目は、『メールの送受信』に関するお話です。
2024年1月初旬。
メールの送受信に関するニュースが注目を集めました。
それは、<神奈川県の公立高校の入試出願システムで
Gmailアドレスを登録した出願者が出願システムからの
メールを受信できなくなった> というものです。

その後、不具合と解消を行き来し、2024年2月初旬に神奈川県教育委員会からシステム復旧の発表がありました。今回は、こちらのニュースをもとに、メールを確実に送受信するために心掛けたいことをご紹介します。

<メールサービスのガイドラインを確認しましょう。>

今回の不具合の原因について、神奈川県教育委員会は「出願システムの設定がGoogle社のガイドラインに沿った設定をしていなかった」と発表しております。その結果、短時間に大量のメールを送信した結果Gmail側で迷惑メール扱いとなったようです。大量のメールの送受信が想定される事業においては各社メールサービスのガイドラインを確認し正しい設定を行う必要がございます。設定後もガイドラインの更新状況を随時確認し、設定内容の見直しが必要です。

また、個人間のメールの送受信においてもガイドラインの更新内容によっては迷惑メール対策のシステム強化がされて「これまで届いていたメールが届かなくなってしまった」というケースが発生する可能性があります。定期的に迷惑メールフォルダの整理を心がけ、正しくメールの送受信が出来ているか確認することをお勧めいたします。



【参考HP】 Google Workspace 「メール送信者のガイドライン」
<https://support.google.com/a/answer/81126?hl=ja>

■ あのビジネスソフトもついに対応！ VRの最新ソフト！

二つ目は、近年飛躍的に技術進化を遂げている『VR（ヴァーチャルリアリティ）』に関するお話です。2024年2月にApple社の「Vision Pro」が発売されたこともあり、私たちが普段利用するビジネスツールもVRに対応する動きが盛んになっております。今回は、その一部をご紹介します。

■ Microsoft社

その1 『Officeソフトシリーズ』

皆さんご存知のWord/Excel/PowerPointも、2023年12月からVR用アプリケーションが配信されております。ジェスチャーコントロールや空間表示によって、次世代の「Office体験」を味わうことができるかもしれません。

その2 『Teams』

ビデオ通話ツールとして定着している『Teams』。通話中に「没入型スペース」モードを起動することで、参加者がアバターとなって3D空間へ移動。会議室さながらのヴァーチャル空間で会議を行うことができます。

■ Google社

その3 『Google Earth VR』

取引先の場所を確認…というときに便利な『Google Earth』もVR化が進んでいるようです。3D表現された世界はまさにヴァーチャルリアリティ！現在3D対応されているのは一部の観光地のみですが、今後のサービス拡大を期待せずにはられません！



※各種アプリは、VRゴーグル対応機種をお調べの上、ご利用ください。



○ 新拠点！ シンガポールオフィスを設立しました

【会社名】 7TH SENSE GROUP SINGAPORE PTE. LTD.

【設立日】 2023年12月7日

【所在地】 10 JALAN BESAR, 13-04,
SIM LIM TOWER, SINGAPORE (208787)

グローバル展開をお考えの方はセブンセンスへご相談ください

～ 事業内容 ～

- ① 海外進出支援サービス
- ② 国際的な会計・税務に関するアドバイザリーサービス
- ③ 海外資産運用及びファミリートラスト
- ④ 海外子会社のJ-SOX導入等支援 ..など



～お問い合わせ先～

< MAIL >

gepas@seventh-sense.co.jp

< HP >

<https://gepas.jp/>

< LINE >



使い勝手が良くなった!?

相続時精算課税制度

税理士 井本 壮一郎

いもと そういちろう

東京
赤坂
オフィス

■小学4年生の長男とその仲間たちと共にサッカー三昧の週末を過ごしています。



贈与税の課税方法は、「暦年課税」と呼ばれるものと、「相続時精算課税制度」があります。今回は「相続時精算課税制度」の内容と最近の税制改正について触れたいと思います。

相続時精算課税制度とは？

要点を整理

概要

2500万円までの生前贈与なら贈与税はかからないが、相続税で精算する仕組み

改正前の相続時精算課税制度は、生前贈与する時は累計で2500万円（特別控除額）まで非課税とする一方で、贈与した人が亡くなった時に、その贈与した財産を相続財産に足し戻して相続税を計算し、まとめて相続税として納める制度です。

たとえば、1億円の財産を持っている父が、息子に相続時精算課税制度を使って2500万円を贈与した場合、息子は贈与税を支払う必要はありません。しかし、その父が亡くなった際に、遺産7500万円にこの制度で贈与した2500万円を足した1億円が相続税の対象となります。

したがって、この2500万円の特別控除は税金の支払いを将来に先延ばししただけともいえ、節税につながるわけではありませんでした。

この「相続時精算課税制度」も税制改正があり、2024年1月からはこの特別控除の2500万円とは別に年110万円までの基礎控除が認められ、相続時精算課税制度を選択してからも年110万円までの贈与なら贈与税がかからず、相続時の足し戻しも不要になりました。

対象者

60歳以上の父母や祖父母（贈与者）から18歳以上の子や孫（受贈者）に対して財産を贈与した場合において選択できる制度です。

改正前後の 違い

2500万円の特別控除枠を使い切った翌年以後に100万円を贈与したら？

旧制度：100万円×20%＝20万円の贈与税が発生していました。（のちの相続税からマイナスされます。）
また、贈与税の申告が必要でした。

新制度：基礎控除額以下の贈与なので贈与税は発生しないですし、贈与税の申告も不要です。

相続時精算課税制度のメリット

生前贈与加算がない	年110万円以下の贈与であれば非課税となる暦年課税制度では、相続開始前3年～7年以内（※）の贈与は無かったことにされ、相続財産に加算します。（このことを「生前贈与加算」といいます。） 一方で、相続時精算課税制度では、年110万円以下の贈与は期間関係なく生前贈与加算の対象になりません。 ※加算対象となる期間は年を追うごとに延び、2031年以後は7年以内
賃貸不動産の移転で財産増加の抑制	賃貸不動産のような収益性がある財産の場合、相続時精算課税制度の2500万円の特別控除を使って早期に贈与することにより、賃料は受贈者（子や孫）が得ることになります。贈与者（親や祖父母）は賃料を得られなくなるわけですが、これによって現預金の増加を抑制することができます。現預金も贈与者が亡くなったときには相続財産になるため、収益の分だけ相続税の節税をすることができます。高配当の株式についても同様の効果があります。
値上がり期待できる財産の価格の固定化	相続時精算課税制度のメリットは贈与時の価格で相続財産に加算することができることです。これを利用して将来値上がりの期待できる財産（例えば毎年利益を出している未上場法人の株式など）を早めに贈与すれば、相続税を抑えることができます。

相続時精算課税制度の注意点

暦年課税には戻れない	一度「相続時精算課税制度」を選択したら、その贈与者からの贈与については暦年課税制度に戻ることはできません。例えば父から子への贈与に対して相続時精算課税制度をいったん選択した場合には、その父から子への贈与は、それ以後は生涯相続時精算課税制度の適用がある贈与ということになります。 年110万円までは贈与税がかからず相続税もかからないことに心惹かれ相続時精算課税制度を選択してしまうと暦年課税制度には二度と戻れない点は理解しておきましょう。相続時精算課税制度を選択する場合は、選択する前にきちんと検討する必要があります。
贈与した財産の価値の下落	メリットの逆の話ですが、贈与時の価格で相続財産に加算しますので、贈与時から価値が下落してしまった場合、相続時精算課税制度を選択しないときよりも相続税の負担が大きくなってしまいます。
贈与した土地は小規模宅地の特例は使えない	相続時精算課税制度を選択して土地などを贈与した場合、その土地は小規模宅地等の特例を使うことができません。仮に贈与税がかからなかったとしても、小規模宅地等の特例が使えないことでかえって相続税が高額になる可能性がありますので、小規模宅地等の特例が適用できそうな土地を贈与する場合は慎重に検討する必要があります。

いかがでしたでしょうか。本制度は税制改正によって使い勝手はよくなりましたが、暦年贈与と比較しつつ本当に選択して良いものかどうか慎重に判断する必要があります。生前対策をお考えの方はお気軽にセブンセンスまでお問い合わせ下さい。

[2024年4月] 障害者法定雇用率が2.5%へ

労務部 船木 宏道

ふなき ひろみち

山陰
オフィス

社会保険
労務士

■趣味：休日は自宅の松江市周辺の温泉巡りでリフレッシュしています。
宜しくお願ひ致します



現行、民間企業での障害者の法定雇用率は2.3%とされています。

2022年障害者雇用促進法の改正に基づき、2024年4月より2.5%、2026年7月より2.7%へ段階的に引き上げられます。

障害者の法定雇用率の段階的引き上げが始まります（2024年4月より）

現行、民間企業での障害者の法定雇用率は2.3%とされていますが、2024年4月より2.5%、2026年7月より2.7%へ段階的に引き上げられます。

これに伴い、障害者を1人雇用しなければならない事業主の範囲が、2024年4月より「従業員40人以上」、2026年7月より「従業員37.5人以上」へ広がることとなります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% →	2.5% →	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

雇用率算定の対象となる労働者の拡大（2024年4月より）

現行、障害者の雇用義務が課されているのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっています。

しかし、障害の特性のため長時間の勤務が難しい等により、週所定労働時間20時間未満での雇用を希望する人が一定数存在します。そのため雇用機会の拡大を図ることを目的として、2024年4月より対象範囲の見直しが行われます。

雇用率制度における算定方法（赤枠が措置予定の内容）

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5※	0.5

※0.5ではなく1とカウントする措置は、当分の間延長されている。

出典：厚労省分科会資料

事業承継 M & A

公認会計士
税理士

大野修平

東京上野
オフィス
ディレクター

おおのしゅうへい
■ 資金調達のお手
伝いを行っており
ます。融資・増資・補
助金など、いつでも
ご相談ください。二
児の父。趣味はパ
スケ。



近年、事業承継のためにM&A（Mergers and Acquisitions：合併と買収）を活用する企業が増えてきています。

経営者の高齢化は進むものの後継者が不在で、M&Aによって会社を譲渡するニーズが増えているのです。

皆さんの会社にもM&A仲介業者から様々なアプローチがあるのではないのでしょうか？

1. 事業承継のために使える制度はたくさん

後継者不在により望まない廃業を迎えてしまうと、その会社の技術やノウハウ、ブランドなどが社会から失われます。何より、そこで働いている従業員の雇用が失われ、取引先にも様々な影響を及ぼしてしまいます。

こうした状況を打破するためにも、事業承継を目的としたM&Aは重要であり、国も様々な支援制度を用意しています。

税制面では事業承継税制として、後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する制度があります。この事業承継税制には、会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」があります。

また、事業承継を契機として新しい取り組み等を行う会社向けに「事業承継・引継ぎ補助金」という補助金制度もあります。「事業承継・引継ぎ補助金」はM&Aにかかる専門家等の活用費用にも利用することが可能です。

事業承継後の事業の発展のために、従業員が新たな知識や技術を身につける必要がある場合には、リスキリング等のための「人材開発支援助成金」が厚労省から用意されています。

さらに、日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」として、事業承継やM&Aに取り組む方向けの融資制度があります。この制度での融資は一般の融資枠とは別枠が設定されていますので、一般枠が上限に近い場合であっても十分な融資を受けることが可能です。利率も特別利率が適用されます。

そして、中小企業のM&Aが活発になるにつれて、それを仲介する業者も有象無象となり、様々な問題が起こり始めました。そのような課題に対応するため経産省においては「中小M&Aガイドライン」をはじめとする中小企業向けの手引きが用意されています。

2. 事業承継・M&Aもセブンセンスにご相談ください！

上記のような様々な制度が、これまで皆様が納めてきた税金や保険料を原資として用意されているにもかかわらず、あまり活用されていないのが現状です。活用されていないどころか、ほとんど知られていないのではないのでしょうか？

事業承継は会社経営において何度も経験することではありませんから、多くの社長様をご存知なくても仕方ありません。

一方で、事業承継を支援する仲介会社などは、案件こそ多くこなしているものの、このような制度を活用する資格がないという問題があります（例えば事業承継税制は税理士、厚労省系の助成金は社労士しか支援をすることができません。融資や補助金の支援にも高度な専門知識が必要です）。

また、M&Aにおいては単にマッチングするだけでなく、デュー・デリジェンスや譲渡価格の算定など様々な専門業務があります。

セブンセンスグループには多くの専門家が所属しており、上記のような制度の活用、専門業務の支援等を行うストップで行っております。皆様のご大切な事業の承継は、セブンセンスにご相談ください！

「健康経営」ここ数年、耳にすることの多くなったキーワードです。セブンスグループでも、2022年よりプロジェクトを発足しました。

一部ですが、これまでの活動報告をさせていただきます！

企業における健康経営とは

従業員の心身の健康。

そして、会社の仲間や所属チームとの関係も良好。

プライベートにおいては、家族や仕事以外でも満たさせていて、

人生をポジティブに捉えられている状態。

それによって仕事もパフォーマンスは上がり、

達成感や実績を作ることができ、会社全体の活力につながっている。

セブンスグループは、そんな会社を目指します！



2024
健康経営優良法人
Health and productivity

健康経営優良法人2024
(中小規模法人部門)

に認定されました!!

2024.03.13



健康目標アンケート あなたの今期の健康目標をおしえてください 2022年8月調査

食事・睡眠をしっかり摂る

週末は1万歩歩く

毎晩、風呂上がりにストレッチを行う

夜更かしをせず、早寝早起きを徹底する

一週間に2回以上、1時間以上の有酸素運動

テレビ体操を利用してみる

家事でキビキビと身体を動かす

睡眠時間 1日4時間以上とる

無理をしない

1日を無事終わられたことに感謝の気持ちを持つ



食事をバランス良く取る

新たなスポーツに挑戦する

筋トレ、体幹トレーニングを行う

リンパマッサージを毎日行う

ヤクルトを毎日1本飲む

よい睡眠を取る

なるべく歩く

なるべくお昼ご飯を抜かない

暴飲暴食を避ける

残業を減らし、12時までにベッドに入る



ストレスチェックとストレスケア

従業員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するため、年2回、全従業員を対象にストレスチェックを実施しております。

ストレス軽減を目的に、マインドフルネス瞑想や外部講師によるメンタルヘルス研修、セルフケア用のアロマスプレーも導入しました。



健康イベント

「健康診断受診率100%」を目標とし、受診率100%を維持しているほか、ストレッチや眼精疲労軽減のためのツボ押し、リフレクソロジー、ヨガ等、定期的に健康イベントを実施しております

【メニューの一例】

- ・マインドフルネス瞑想
- ・肩こりにいいストレッチ
- ・疲労回復全身ストレッチ
- ・眼精拾に効果的なツボ押し
- ・座ってできるYoga
- ・台湾式足つぼ
- ・ガチガチ背中
解消トレーニング
- ・肩こり首こりセルフマッサージ
など

1on1の導入

上司と部下の間で行われる1対1の定期的なミーティング「1on1」。2012年にYahooが人事制度の目玉として取り入れて以来人材育成のトレンドとなりました。現在は、多くの企業で導入が進んでいます。



今後の活動は、
ブログでも
随時
ご報告していきます！

セブンス 001グループ

若者円卓会議とは



■ 概要

若者円卓会議は、セブンスセンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

各チーム 活動内容

『今、セブンスセンスグループでやってみたいこと・やるべきこと』を若手メンバーの目線で考え直し、【グループ間交流】【SNS・広報】【KAIZEN】という3つのチームが誕生しました。今回も、各チームリーダーより近況報告をさせていただきます！

【グループ間交流】

「チャットでコミュニケーション！！ -続編-」

グループ全体で利用しているチャット。グループ間の交流として雑談チャンネルをいくつか開設！一番盛り上がっているチャンネルは【オフィス内・周辺紹介ch】。四季折々の各拠点から見える景色や、ご当地の食べ物の紹介など…拠点が違うからこそその話題で盛り上がりが増します。

趣味の交流では【ゲームch】も人気です！同じゲームソフトをプレイする仲間を見つけたり、ゲーム内のガチャなどの成果報告でチャットを楽しんでいます♪業務外の共通話題で仲を深める良いキッカケとなっています(^^)／



【SNS・広報】

「若手メンバーが取材に奮闘しています！ (/・ω・)/」

SNS・広報チームでは、セブンスセンス公式noteで記事を投稿しています。社員紹介や健康促進に関わる諸活動などをご紹介しますが、実はこれらの記事はすべて入社5年以内の社員が中心となって取材し作成しております！若手社員だからこそ書ける裏話も…?!ぜひ「セブンスセンスnote」で検索を！



【KAIZEN】

「チャレンジコンテスト」中間報告会を開催！（2024年2月15日(木)）

社員から業務改善や社員間の交流の促進、健康経営等を目的としたアイデアを募るコンテスト（“チャレンジコンテスト”）を開催しましたが、そこで採択された2つのプロジェクトの中間報告が行われました。一つ目のプロジェクトは、社内の顧客データを分析するシステムを構築するプロジェクトで、すでにシステムが実装され、営業担当者が実務で活用を始めています。また、もう一方の「オフィスで野菜をとろう」というプロジェクトでは、野菜や果物等の販売がオフィスに導入され、たくさんの社員が利用しています。どちらのプロジェクトも今後の展開がとても楽しみで、目が離せません！



次回も、若者円卓会議の活動をたっぷりご紹介していきます！お楽しみに！

各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



Facebook

グループのお知らせを
幅広く発信しています。



Twitter

各拠点の担当者が、
日々の様子を、
発信しています。



Instagram

広報記事の更新情報を
チェックいただけます！



LINE

アニメーション動画で専
門情報がチェックできま
す！



note

特集記事を定期的に
掲載しております。

■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052
東京都港区赤坂2-12-10
HF溜池ビルディング7階
Tel : 03-6426-5542

■ 東京上野オフィス

〒110-0005
東京都台東区上野3-14-1
UENO CUBE EXECUTIVE2,4,5階
Tel : 03-6803-2905

■ 東京銀座オフィス

〒104-0061
東京都中央区銀座8-18-3
銀座加藤ビル2階

■ 千葉オフィス

〒264-0029
千葉県千葉市若葉区桜木北3-23-22
深谷ビル2階
Tel : 043-234-9132

■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15

■ 静岡オフィス

〒422-8005
静岡県静岡市駿河区池田3875-92
Tel : 054-264-3171

■ 静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

■ 静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056
静岡県沼津市高島町15-5
ぬましんCOMPASS 2F

■ 山陰オフィス

〒683-0805
鳥取県米子市西福原3-3-1
YNT第4ビル3階
Tel : 0859-21-1171

■ 石垣島オフィス

〒907-0012
沖縄県石垣市美崎町1-5
名嘉商会ビル2階

■ シンガポールオフィス

10 JALAN BESAR,
13-04, SIM LIM TOWER,
SINGAPORE (208787)



セブンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、
中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

起業・開業支援



会社設立・医院開業をお考えの方

相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

人事・労務



人事・労務に関する手続き
人の問題でお悩みの方

コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方